

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。
本法はトルクメニスタン法務省サイト(<http://minjust.gov.tm/mcenter-single-ru/268>)より
ダウンロードした露文資料に基づく。

トルクメニスタン企業法

(以下のトルクメニスタン法による変更および追加を含む：
2009年4月18日付第32-IV号、2012年3月31日付第297-IV号、2012年5月4日付第300-IV号、
2013年11月9日付第452-IV号、2015年2月28日付第197-V号、2016年3月26日付第386-V号、
2017年11月4日付第636-V号、2018年6月9日付第41-VI号、2019年6月8日付第152-VI号
および2020年3月14日付第237-VI号)

本法は、トルクメニスタンにおける企業の設立、機能および活動の停止の
法的、経済的および組織的基礎を定めるものである。
(前文は2012年3月31日付トルクメニスタン法第297-IV号により改定)

第1章 総則

第1条 企業

企業とは経済活動の自主的主体であって、社会の需要の充足と利益の獲得を目的として製品生産、商品売却、労務遂行およびサービス供与のために本法に基づいて設立されるものである。

第2条 企業に関するトルクメニスタンの法規

企業に関するトルクメニスタンの法規は、トルクメニスタン憲法に立脚し、本法、その他の、企業活動の分野における関係を規制するトルクメニスタンの法令からなる。

第3条 企業の法的地位

1. 企業の法的地位とは、権利の主体としての企業の法的に確立された権利および義務の体系である。
2. 企業は国家登記の瞬間から権利の主体となる。
3. 企業は自己の名によって権利を取得し行使し、義務を負う。

第4条 企業の権利の保証

1. 国家は企業の権利および正当な利益の保全を保証し、物資・金融・労働その他の資源利用のための平等の機会を企業に確保し、自由競争の発展を助成する。
2. 企業の業務的もしくは商業的秘密を構成する情報は、その保護が保証される。
3. トルクメニスタンの法規に定める場合を除き、企業の活動に対する国家機関もしくはその公務員の干渉は許されない。

第5条 企業の必備物

1. 企業は自己の名称、法定住所、印章を有する。
2. 企業は、その活動で用いる商標その他の標章をもつ権利を有する。

第6条 企業の名称

1. 企業は自己の名称をもつ。企業は自己の名称により国家登記しなければならない。
2. 企業の名称は次のものを含まねばならない。
 - 当該企業を既存の企業から区別することを可能にする具体的名称；
 - 組織的・法的形態の完全表記もしくは略称。

企業は、すでに登記済みの他企業の名称と一致する名称、もしくは他企業の名称に類似していると国家登記機関が判定した名称を用いることができない。

3. 企業の支部および駐在事務所は当該企業の名称によって活動を行う。
4. 名称が登記済みの企業は、名称を商品、その包装、広告、看板、カタログ、請求書、公的記入用紙、当該企業の活動に関連するその他の書類に用いる排他的権利を有する。
5. 外国が参加して設立される企業の名称には、設立者の国籍の表示を含めることができる。

第7条 法定住所

1. 企業の法定住所とは、所定の手続により「法人単一国家台帳」に公式に登記され、記載された企業の住所であり、その所在地を規定するものである。
2. 企業はただ1つだけ法定住所をもつことができる。

第8条 企業の印章およびレターヘッド

企業はその事業において印章、スタンプおよびレターヘッドを使用する。企業の印章、スタンプおよびレターヘッドには企業の公式名称が明記されるものとする。

組織的・法的形態としては国有企業に属し、国家権力機関の体制内にある企業の印章およびレターヘッドにはその上位の国家機関の名称およびトルクメニスタンの国章がトルクメニスタンの法規に定める手順で記載されるものとする。

(第8条は2016年3月26日付トルクメニスタン法第386-V号により改定)

(第8条には2019年6月8日付トルクメニスタン法第152-VI号にしたがって変更が加えられた)

第9条 企業経営

1. 企業経営の手続は本法とトルクメニスタンの他の規範的法令に基づいて定められ、企業の設立文書に明記される。

(第2項は2012年5月4日付トルクメニスタン法律第300-IV号により失効)

第10条 企業の活動期限

企業は、トルクメニスタンの法規もしくは企業の設立文書によってほかの活動期限が定められていない場合、期限を限定せずに設立される。

第Ⅱ章 企業の設立

第11条 企業設立の一般的条件

1. 企業はその設立者（設立者ら）の決定により設立される。
2. 企業の設立者になることができるのは、外国国家に属する者を含む、行為能力のある自然人および法人とする。
3. 企業はある企業から一社または数社の新しい企業を分離したり、企業を分割したりして設立することができる。

第12条 企業の設立契約

1. 企業の設立および活動の基本となるのは企業の設立者が締結する設立契約である。設立契約は企業の設立文書である。
2. 国有企業が設立される場合、ならびに企業が一人の設立者のみで設立される場合には設立契約は締結されない。
3. 設立契約の内容は以下の通りとする。
 - 企業設立に関する決議、企業の名称および所在地；
 - 名称、法定住所、銀行必須事項（設立者が法人の場合）または氏名、住所、身元を証明する書類のデータ（設立者が自然人の場合）を明記した設立者名簿；
 - 企業設立の手順；
 - 設立者が企業設立に係わる活動を実施する条件；
 - 設立者、ならびに企業の設立および登記の過程で設立される企業の利益を代表する権限を付与されたその他の者の権限の定義；
 - 定款記載資本金の金額；
 - 各設立者が定款記載資本金に出資した金銭の内訳、金額および期限に関する情報、または現物もしくは財産権の形で出資した分の金銭的評価に関する情報；
 - 定款記載資本金への補足的な出資に関する決定採択の手順、および出資が遅れた場合の処置；
 - 企業の定款の承認に関する決議；
 - 利益分配および損失補償の手順；
 - 設立者（参加者）が企業の構成から脱退する手順。企業設立契約には本法およびその他のトルクメニスタン法規に抵触しない、企業の設立およびその活動に関するその他の条件も含まれる。
4. 設立契約には企業の活動の対象および目的を定めることができる。
5. 設立契約には全ての設立者またはその全権代表者が署名する。
 - 設立者の代理人は、企業を設立し、設立契約に署名することができる然るべき権限を有していなければならない。
 - 設立者となる法人の代表者には当該の法人を代表して委任状なしで行動する権限を有する法人の長になることができる。

6. 設立契約の条件は設立契約に署名した設立者、ならびに企業の設立および登記後に企業に加わった新しい参加者にとっても拘束力があるものとする。

第13条 企業の定款

1. 企業の定款は法人としての企業の法的地位を定める文書である。企業の定款は企業の設立文書である。
2. 定款の内容は以下の通りとする。
 - 企業の名称、法定住所；
 - 名称、法定住所、銀行必須事項（設立者が法人の場合）または氏名、住所、身元を証明する書類のデータ（設立者が自然人の場合）を明記した設立者名簿；
 - 企業の活動の目的；
 - 定款記載資本金の金額、企業の資産に占める設立者の持分；
 - 企業の出資者の持分の譲渡手順；
 - 企業の経営管理機関に関する情報、当該機関の形成手順および権限；
 - 利益分配および損失補償の手順；
 - 改組および活動停止の手順。企業が1人の人物によって設立された場合、その定款には資産形成および収入の分配手順も定める。
定款にはトルクメニスタン法規に抵触しないその他の規定も記載される。
3. 定款は設立者総会において全員一致で承認され、設立者全員またはその全権代表者全員が署名しなければならない。企業の設立者が一人である場合には、定款は設立者が承認し、署名する。
4. 定款およびその後のその変更に関する全ての文書は国家登記を行った部署に保管される。

(第13条には2020年3月14日付トルクメニスタン法第237-VI号にしたがって変更が加えられた)

第三章 企業の国家登記

第14条 企業の国家登記の目的および課題

企業の国家登記は以下の目的で行われる。

- トルクメニスタンにおける企業の設立およびその改組または清算の事実の証明；
- トルクメニスタンにおいて設立および改組または清算される企業の統一された記録管理；
- トルクメニスタン領内で設立、改組または清算された企業に関する然るべき情報の法人および自然人への提供。

第15条 企業の国家登記

1. 企業の国家登記はトルクメニスタン財務・経済省の各ベラヤト（州）およびアシガバード市の部局が発行した結論書に基づいて同省が行う。
2. 企業の国家登記には本法第17条に定めるリストに定められた書類を提出しなければならない。

3. 国家登記を完了した企業には国家登記に関する証明書が発行される。
4. 国家登記のデータはトルクメニスタン財務・経済省が保管する法人単一国家台帳に登載される。
5. トルクメニスタン財務・経済省は企業の登記決定採択後10日以内にトルクメニスタン国家統計委員会、トルクメニスタン国家税関庁、トルクメニスタン中央銀行に法人単一国家台帳からの抄本を送付する。

(第15条は2017年11月4日付トルクメニスタン法第636-V号により改定)

(第15条には2018年6月9日付トルクメニスタン法第41-VI号にしたがって変更が加えられた)

第16条 企業の国家登記の期限

企業の国家登記に関する決定または国家登記不許可に関する決定は企業の設立者が必要書類を提出した時点から2週間で採択する。

第17条 企業の国家登記のために提出される書類

1. 企業の国家登記のために設立者は以下の書類を提出しなければならない。
設立者（設立者ら）または設立者から企業設立に関する権限を付与された者が署名した、企業の国家登記申請書；
設立文書；
企業の国家登記手数料納付を確認する文書、ただしトルクメニスタン法規に別段の定めがない場合。
2. 企業登記申請書の内容は以下の通りとする。
名称および法定住所；
定款記載資本金の金額；
名称、法定住所、銀行必須事項（設立者が法人の場合）または氏名、住所、身元を証明する書類のデータ（設立者が自然人の場合）を明記した設立者名簿；
申請書には以下を添付する：
企業の設立に際して出資金を金銭以外で納付する場合における出資財産の評価に関する書類；
企業の国家登記までに資本金の一部の納付を確認する書類。

第18条 企業の国家登記の不許可

1. 企業の国家登記の不許可は以下の場合において認められる。
設立文書が本法の要求に適合しない場合；
設立者が本法第17条第1項に定める書類のいずれかを提出しなかった場合；
設立者が本法に定める企業設立の手順に違反した場合；
企業の業種がトルクメニスタン法規によって禁止されている場合。
上記以外の事由によって企業の登記を不許可にすることは認められない。

(第1項第5段は2019年6月8日付トルクメニスタン法第152-VI号により失効)

企業の登記を不許可にする場合、登記機関は登記のために提出された書類を申請人に返却し、書面にて不許可にした理由の説明書を付すものとする。

2. 企業登記が不許可になった場合、企業登記のために定められた期限が守られなかった場合には企業の設立者は裁判所に不服申し立てを行うことができる。

(第18条は2012年3月31日付トルクメニスタン法第297-V号により改定)

第19条 国家登記証明書の複製

国家登記証明書を紛失した場合、トルクメニスタン財務・経済省は企業の書面による申請に基づき、5暦日以内に国家登記証明書の複製を発行する。

(第19条には2018年6月9日付トルクメニスタン法第41-VI号にしたがって変更が加えられた)

第20条 企業の国家登記手数料

企業の国家登記に対してトルクメニスタン閣僚会議が定める手順および金額による手数料が徴収される。

第21条 企業の再登記

1. 企業は設立文書に変更および追加を加えた場合、1週間以内にその旨をトルクメニスタン財務・経済省に通知しなければならない。
2. 企業名の改称、所有者または法定住所の変更、設立者の構成、定款記載資本金の金額、企業の組織的・法的形態の変更、子会社、支社または代表部の設立を想定した設立文書の変更は企業を再登記した時点からのみ有効となる。

企業の再登記は企業の登記について定めた手順および期限によりトルクメニスタン財務・経済省が行う。

(第21条にはトルクメニスタン法2015年2月28日付第197-V号、2018年6月9日付トルクメニスタン法第41-VI号、2020年3月14日付第237-VI号にしたがって変更が加えられた)

第22条 企業の登記の取消

1. 企業の清算に係わる手続き、破産手続きが完了した場合、企業の登記に錯誤があったか、または裁判所が企業の設立を無効と認めた場合、国家登記を行う機関は当該企業の登記を取り消さねばならない。
2. 企業の参加者のいずれか、または任意の第三者の訴訟に基づく裁判所の判決により登記が取り消される場合もある。
3. 企業の登記の取消により当該企業は統一法人国家登記原簿から抹消される。

第23条 企業の支社および代表部の国家登記

1. 企業の支社および代表部は企業の登記について定める手順により国家登記され、法人単一国家台帳に登載される。
2. 企業の支社および代表部の登記のために以下の書類を提出する。

- a) 支社または代表部の設立に関する企業の運営機関の決議；
 - b) 支社または代表部の活動対象に関する情報；
 - c) 支社または代表部を設立する企業の定款の写し；
 - d) 支社または代表部の活動の運営を委任された者の任命に関する決議；
 - e) 支社または代表部を設立する企業の登記証明書。
3. 支社を設立する企業の所在地に関する原簿に支社または代表部の設立についての通告を登録する。

第4章 企業の組織的・法的形態

第24条 企業の組織的・法的形態

1. 企業は次の組織的・法的形態で活動を行う。
 - 国有企業；
 - 個人企業；
 - 協同組合企業；
 - 合弁企業；
 - 社会組織設立企業；
 - 合同会社；
 - 株式会社。
2. トルクメニスタンの法規によって、その他の組織的・法的形態の企業の設立も定めることができる。

(第24条は2012年5月4日付トルクメニスタン法第300-IV号により改定)

第25条 国有企業

1. 国有企業とは、国家の資金により設立された、もしくは所定の手続により国家所有に移された企業であり、当該企業に確保された資産を所有し、利用し、運営する企業である。
2. 国有企業は、トルクメニスタンの法規に定める手続により、かつ範囲において、国家資産所有・利用・運営の権利を行使する。
3. 国有企業設立の法的根拠となるのは、トルクメニスタン閣僚会議もしくは然るべき権限を与えられた他の国家機関がその権限に基づいて採択した当該企業設立に関する法的文書である。
4. 国有企業の定款記載資本金の最低金額はその設立に関する文書を採択した国家機関が定める。
5. 国有企業の活動は、所定の手続で登記された当該企業の定款（規程）により定める。
6. 設立者は国有企業に対し次のものを定める権利を有する—
 - 義務的作業（課題、注文）；
 - 商品、労務、サービスの価格および料金、並びにそれらの算定規則；

●設立者が従業員を任命する管理職ポスト。

7. 国有企業の構造、並びに国有企業の経営手続は、その設立者によって定められ、当該国有企業の設立文書に明記される。

8. 国有企業は自己の債務に関して所有する全資産によって責任を負う。

国有企業は設立者の債務に関して責任を負わない。設立者は当該国有企業に確保されている資産のほか、当該国有企業の債務に関して責任を負わない。

(第25条は2013年11月9日付トルクメニスタン法第452-IV号により改定)

第26条 個人企業

1. 個人企業とは、一人の自然人が所有する企業である。

2. 個人企業は資産の所有者の決定によって設立される。個人企業の設立文書とは、所有者が承認する当該企業の定款である。

3. 個人企業は、一人の自然人が他の所有者の所有する企業を取得することによっても設立することができる。

4. 個人企業の資産は、一人の自然人の資産、得られた所得およびその他の合法的源泉から形成される。

5. 個人企業の定款記載資本金の最低額は、トルクメニスタンの法律により定められた租税公課算定のための基礎金額の25倍の額でなければならない。

6. 個人企業の経営はその所有者が行う。

個人企業の所有者は、取り決め（契約）により企業の業務実施の権限を他者（支配人、経営執行役）に委ねることができる。

7. 個人企業所有者は個人企業が負った債務に関して財産上の全面的責任を負う。

(第26条には2020年3月14日付トルクメニスタン法第237-VI号にしたがって変更が加えられた)

第27条 協同組合企業

1. 協同組合企業とは、各会員がその活動に個人的に参加することに立脚する企業である。

2. 協同組合企業の資産は、会員の資金および資産による払い込み、並びに所得、トルクメニスタンの法規が禁じていないその他の源泉から形成される。

3. 協同組合企業の定款記載資本金の最低額は、トルクメニスタンの法律により定められた租税公課算定のための基礎金額の50倍の額でなければならない。

4. 協同組合企業の経営は、協同組合企業の会員総会によって行われる。

協同組合企業の業務実施のために、その総会は執行機関を設置することができる。

協同組合企業の経営手続と業務実施は、その定款によって定める。

5. 協同組合企業は自己の債務に関して自己の財産の範囲内で責任を負う。

協同組合企業共同出資者は当該企業の債務に関して自己の出資の範囲内で責任を負う。

(第7条には2020年3月14日付トルクメニスタン法第237-VI号にしたがって変更が加えられた)

第27¹条 合併企業

1. 合併企業とは、トルクメニスタン法令に定める手順により、利益を得ることを目的に、トルクメニスタンの自然人および（または）法人ならびに外国の自然人および（または）法人の資産を統合することによって設立される企業である。
2. 合併企業はその設立者が締結した契約に基づいて設立される。その場合、定款記載資本金に占める各設立者の持分は総資産の10%以上とする。
3. 合併企業の資産は企業の参加者である自然人および（または）法人の持分（出資）ならびに収入を定款記載資本金に統合することによって形成される。
4. 合併企業の定款記載資本金の最低金額は、トルクメニスタンの法律により定められた租税公課算定のための基礎金額の100倍の額でなければならない。
5. 合併企業は自らの保有資産の範囲内において自らが引き受けた債務に対する責任を負うものとする。
6. 合併企業の最高機関は参加者による総会である。総会の招集および実施の期間ならびに手順は合併企業の設立文書に定める。

(第27¹条は2012年5月4日付トルクメニスタン法第300-IV号にしたがって追加)

(第27¹条には2020年3月14日付トルクメニスタン法第237-VI号にしたがって変更が加えられた)

第28条 社会組織設立企業

1. 社会組織設立企業とは、社会団体、宗教組織、慈善基金もしくはその他の社会的基金によって設立される企業である。
2. 企業を設立する社会組織の権利は、その設立文書に明記されねばならない。
社会組織設立企業の活動は、社会組織の基本的目的および任務の遂行と結びついていなければならない。
3. 社会組織設立企業は、これらの組織の資金および（もしくは）その他の設立者の資金、並びにトルクメニスタンの法規が禁じていないその他の資金および資産によって設立される。
4. 社会組織設立企業の定款記載資本金の最低額は、トルクメニスタンの法律により定められた租税公課算定のための基礎金額の100倍の額でなければならない。
5. 社会組織設立企業の経営手続は、当該企業の定款によって定める。
6. 社会組織設立企業は自己の債務に関して所有する全資産によって責任を負う。
社会組織設立企業はその資産の所有者の債務に関して責任を負わない。当該企業の所有者は、企業に確保された資産のほか、企業の債務に関して責任を負わない。

(第28条には2020年3月14日付トルクメニスタン法第237-VI号にしたがって変更が加えられた)

第29条 合同会社

1. 合同会社とは、二以上の自然人および（もしくは）法人の合同体であって、共同活動を目的とする。
2. 合同会社は、設立者間で締結される契約に基づいて設立される。
3. 合同会社の資産は、合同会社の参加者である自然人および（もしくは）法人がその定款記

載資本金において分担（出資）を統合することによって形成される。

4. 合同会社の定款記載資本金の最低額は、トルクメニスタンの法律により定められた租税公課算定のための基礎金額の100倍の額でなければならない。
5. 合同会社の最高機関はその参加者の総会である。総会の招集と実施の期日および手続は、合同会社の設立文書によって定める。

合同会社の経営手続および業務実施は、定款によって定める。

6. 財産上の責任の形態に応じて、その参加者が相互に連帯し、会社の債務に関して自己の全資産によって責任を負う合同会社、並びにその参加者が会社の定款記載資本金における自己の出資（分担）の額の範囲内で責任を負う合同会社を設立することができる。

(第29条には2020年3月14日付トルクメニスタン法第237-VI号にしたがって変更が加えられた)

第30条 株式会社

株式会社の設立および活動の手続は、「トルクメニスタン株式会社法」により定める。

第5章 子会社、支社および代表部

第31条 子会社、支社および代表部

1. 企業は法人権を有する子会社を設立する権利を有する。定款記載資本金または資産の50%以上100%以下が他の企業に帰属する企業は前者の子会社である。
子会社は本法で企業の国家登記について定める手順により国家登記されるものとする。
2. 企業は法人ではない支社および代表部を設立する権利を有する。
企業の支社および代表部の法的地位についてはトルクメニスタン民法典に定める。

(第2項は2015年2月28日付トルクメニスタン法第197-V号により改定)

企業の支社および代表部は本法第23条の規定にしたがい、国家登記されるものとする。

3. トルクメニスタンの企業は外国の法規にしたがい、かつトルクメニスタンの国際条約に基づき、外国の領土内に子会社、支社、代表部およびその他の分離した部門を設立することができる。

第6章 合併事業、企業の統合

第32条 企業の合併事業

企業は合併事業に関する契約に基づき、合名会社に統合することができる。

合名会社の形成および事業の手順はトルクメニスタン民法によって規制される。

(第2条は2015年2月28日付トルクメニスタン法第197-V号により改定)

第33条 企業の統合

1. 企業は相互の契約により協会、コンツェルンおよびその他の法人権を有する連合形態に統合することができる。

2. 協会、コンツェルンおよびその他の連合形態に加入する各企業は法人としての自らの自主性、権利および義務を保持する。
3. 協会、コンツェルンおよびその他の連合形態はそれに加加入する各企業によって承認された定款に基づいて活動し、相互の契約に基づいてその機能を果たす。その事業の目的および主要な機能はそれに加加入する各企業の活動またはニーズと関連するものでなければならない。
4. 協会、コンツェルンおよびその他の連合形態は企業の国家登記について本法に定める手順により国家登記されるものとする。
5. 連合体の定款に別段の定めがなければ、協会、コンツェルンおよびその他の連合形態はそれに加加入する各企業の義務に対する責任を負わないものとし、各企業も連合体の義務に対する責任を負わないものとする。

第7章 企業の経済活動の基盤

第34条 企業の活動分野

1. 従事する業種、適用する方法および手段がトルクメニスタン法規で禁止されていなければ、企業の活動分野は制約されないものとする。
2. トルクメニスタン閣僚会議は、国有企業のみが従事できる業種を定めることができる。
3. 企業は国家経済活動業種分類表に基づき、1つもしくはいくつかの業種の事業に従事することができる。
4. トルクメニスタン法規により特別許可（ライセンス）に基づいてのみ従事できる企業の業種が定められている。ライセンスは企業が国家登記された後に交付される。
企業は、トルクメニスタン法規で定める手順でライセンス、認証書およびその他の許可証を取得したのちに、ライセンス交付、認証、その他の許可証の取得が必要な業種の事業に従事することができる。
5. 現行のトルクメニスタン法規に抵触しない限り、企業は自らの発意によりあらゆる決議を採択し、法規に基づいて自らの管理下にある資産を活用するあらゆる行為を行うことができる。

(第34条には2020年3月14日付トルクメニスタン法第237-VI号にしたがって変更が加えられた)

第35条 企業の会計および財務報告

1. 企業はトルクメニスタンの法規および同国で定められている会計の規格に基づき、会計および財務報告を行う。
特定の業種の事業に従事する企業については、トルクメニスタンの法規により会計および報告の異なる規則を定めることができる。
2. 企業は統計分野のトルクメニスタン法規に定める手順にしたがい、統計報告書を作成し、提出する。

(第35条には2015年2月28日付トルクメニスタン法第197-V号にしたがって変更が加えられた)

第36条 企業に対する銀行サービス

1. 企業はトルクメニスタン法規に基づき、トルクメニスタンの金融機関に銀行口座を開設して金銭を保管し、決済業務、信用業務および出納業務などのあらゆる業務を行うことができる。
2. 外国の金融機関に銀行口座を開設する手順はトルクメニスタン法規に定める。
3. 企業は決済業務、信用業務および出納業務の実行に係わる財務規律の遵守に全面的責任を負うものとする。

(第36条は2015年2月28日付トルクメニスタン法第197-V号により改定)

第37条 企業の金銭決済

1. 企業の債務に対する金銭決済は通常、金融機関を介して非現金形態で行う。
2. 企業の現金での決済はトルクメニスタン中央銀行が承認した決済業務、信用業務および出納業務の執行手順にしたがって行う。

(第37条は2015年2月28日付トルクメニスタン法第197-V号により改定)

第38条 企業における価格形成

1. 企業は自社の製品、業務、サービス、産業廃棄物を独自に、または契約ベースで設定した価格および料金で、また、トルクメニスタン法令に定める場合には、国定価格で設定した価格および料金でこれらを販売する。
2. 国家は特定の種類の製品、業務、サービスの価格に対して国家規制を行うことができる。

第39条 対外経済活動

企業はトルクメニスタン法規に基づき、対外経済活動を行う。

第40条 企業における労働関係

1. 企業は労働者の労働力を活用して事業を行う。企業と労働者との関係はトルクメニスタンの労働法、労働契約、団体協約によって調整される。
労働者の状態がトルクメニスタンの労働法と比較して悪化するような労働契約の条件は無効とする。
2. 企業はトルクメニスタンで定められている最低賃金、健康で安全な労働条件を労働者に保障しなければならない。
3. 企業は労働者の生命と健康にもたらした損害（被害）に対してトルクメニスタン法規に定める手順により責任を負うものとする。
4. 企業の労働者の公的年金保険および任意医療保険、年金保障および社会福祉施策はトルクメニスタン法規によって規制される。
5. 企業の社会的発展、労賃支払の形態およびシステム、労働および休暇制度、労働者の労働保護の諸問題、その他の労働および社会経済問題はトルクメニスタンの労働法に基づき、

団体協約によって調整される。

(第40条は2015年2月28日付トルクメニスタン法第197-V号により改定)

第41条 企業への課税

企業への課税はトルクメニスタン税法に基づいて行う。

(第41条は2015年2月28日付トルクメニスタン法第197-V号により改定)

第42条 製品、労務、サービスの品質に対する要求

1. 企業は自ら生産する製品、遂行する労務、提供するサービスの品質に対して責任を負うものとする。
2. 国家規格が定められている製品、労務、サービスはこれらの規格に対応していなければならない。

トルクメニスタン法規で定める場合において、企業が販売する製品、労務、サービスには品質認証書または適合証がなければならない。

第43条 企業の利益

1. 企業の利益はその活動の総括的指標である。
2. 企業はトルクメニスタン法規で定められた税金およびその他の国庫への課徴金を納付するまでは利益を処分してはならない。
3. 企業の設立文書に別段の規定がなければ、税金およびその他の課徴金の納付および控除後に残った利益は企業によって処分される。

第44条 企業の活動の監督

1. 会計監査を受けるべき企業の財務活動の監督は会計監査業務に係わるトルクメニスタン法規に基づいて行う。
2. 税務機関、自然保護機関、およびトルクメニスタン法規によって企業の活動の監督および監視を行う機能を付与されたその他の機関は、自らの権限の範囲内で企業の活動の検査を行う。

(第44条には2015年2月28日付トルクメニスタン法第197-V号にしたがって変更が加えられた)

第8章 企業の資産、企業の定款記載資本金

第45条 企業の資産

1. 企業の資産は、法人および自然人の資産、得られた所得、トルクメニスタンの法規が禁じていないその他の源泉から形成される。
2. 資産への出資として可能なのは、資金（マナトおよび/もしくは外貨による）、有価証券、その他の物品、財産権もしくは金銭的評価をもつその他の権利である。

個人的な非財産的権利およびその他の非物質的恩恵の形での出資の払込は許されない。

3. 定款記載資本金へ払い込まれる資産価値は設立者（参加者）の財産でなければならない、ま

た、当該資産価値の記載は最大限に具体化されねばならない。払い込まれる資産による出資の評価は、設立契約の締結前に設立者（参加者）たちによって合意されねばならない。

4. 企業への出資として資産利用権が引き渡される場合、この出資額は設立文書に示された全期間にわたって算定した利用料により定める。

その利用権が企業の定款記載資本金への払い込みになっている資産を、総会の同意なしに期限前に回収することは許されない。

設立文書にほかに定めがない場合には、企業の利用に引き渡された資産の偶然的滅失もしくは損傷のリスクは、当該資産の所有者が負う。

5. トルクメニスタンの法令もしくは設立文書によって、企業の準備金および他の基金の形成を決めることができる。
6. 企業の資産は、その貸借対照表で算出される。

第46条 企業の定款記載資本金

1. 企業の定款記載資本金は、その設立者たち（一設立者）の出資総額で形成される。これは設立者（参加者）たちが資金、並びに資産（建物、施設、機械、設備、材料など）、財産権および金銭的評価をもつ他の権利を払い込むことによって形成される。
2. 設立契約にほかに定めがない場合には、定款記載資本金総額に対する各参加者の出資比率は定款記載資本金に占める参加者の持分である。このような持分は分数もしくは100分率で表記することができる。企業の定款記載資本金における設立者（参加者）たちの出資（分担）額は、本法にほかに定めがない場合には設立者（参加者）たちの間の合意によって定める。
3. それぞれの組織的・法的形態の企業の定款記載資本金の額は、本法に定める最低額を下回ってはならない。
4. 企業は、定款記載資本金を賃金、賞与、その他の支払いに充てるために利用することにより、資本金を減額する権利を有しない。定款記載資本金を減額できるのは、本法に定められている場合に限られる。

第47条 定款記載資本金への出資（分担）払い込み期限

1. 企業の設立文書には、設立者（参加者）たちによる出資（分担）払い込みの具体的期限が示されねばならない。設立文書の調印から企業登記申請書提出までの期間に、定められた出資額の50%以上が設立者たちにより払い込まれることが必須である。
2. 資金および（もしくは）資産による出資の残りは、企業登記から1年以内に払い込まれる。
3. 定款記載資本金が本法に定める期限内に満額払い込まれない場合には、企業は自己の定款記載資本金の減額について公告し、この状況を所定の手続により登記するか、もしくは清算によって自己の活動を停止しなければならない。

第48条 出資（分担）の払い込み期限切れの法的結果

1. 設立者（参加者）が所定の期限内に、取り決められた額で出資（分担）を企業の定款記載

資本金に払い込まなかった場合、当人に出资不足分の新たな払い込み期限を示した警告が発せられる。出資残額払い込みの追加の期限は、3カ月上回ってはならない。

2. 出資（分担）不足分に関する債務が追加の期限までも遂行されなかった場合、参加者集会は当該債務者を参加者メンバーから除外し、そのことを当人に通知する。
3. 本条第2項に基づいて除外された参加者は、出資（分担）未払いにより企業に与えた損害に責任を負う。
4. 企業の残っている参加者たちは、排除された参加者の出資（分担）を定款記載資本金から削除し、もしくは自己の出資額に比例して定款記載資本金への出資（分担）を満額にするために支払う（払い込む）ことができる。したがって、残っている参加者たちの出資金（分担金）は支払った（払い込んだ）額の分、増えることになる。
5. 定款記載資本金から出資（分担）を削除し、もしくは残っている参加者たちがそれを支払った（払い込んだ）場合、除外された参加者が返還される権利を有するのは当人が定款記載資本金へ払い込んだ（支払った）出資（分担）の部分だけである。

第49条 企業の定款記載資本金の増額

1. 企業の定款に変更を加えて企業の定款記載資本金を増額する決定は、参加者総会が採択する。企業の定款記載資本金の増額は、それが全額払い込まれた後で許される。
2. 企業の定款記載資本金の増額は、次の方法によって行われる—
 - a) 企業の全参加者によって行われる、追加の比例的な出資；
 - b) 資本準備金を含む企業の自己資金による定款記載資本金の増額；
 - c) 実際価格が簿価を上回る企業の純資産（自己資本）の再評価。再評価は独立の鑑定専門家だけが行うことができる；
 - d) 残りの参加者全員が同意する場合における一人もしくは数人の参加者による追加の払い込み；
 - e) 企業の参加者メンバーに新たな参加者を迎えること。
3. 本条第2項の“a”、“b”、“c”号に定める手続による定款記載資本金増額の場合、設立者（参加者）たちの持分は変わらない。
4. 本条第2項の“d”および“e”号に定める手続による定款記載資本金増額の場合、定款記載資本金に占める全参加者の持分の再計算は、参加者たちのそれまでの払い込み額を考慮して行う。

第50条 企業の定款記載資本金の減額、出資（分担）の返還

1. 企業の定款記載資本金の減額は、企業の全参加者の出資金額の比例的減額によって、もしくは個々の参加者の分担金の全額もしくは部分的返還によって行う。
このために参加者総会は企業の定款に変更を加える決定を採択する。企業は、本法第21条に基づいて企業の再登記をした後ではじめて、定款記載資本金減額に関連する計算を行う権利を有する。
2. 企業の活動初年度を除く定例会計年度における活動実績により、企業の純資産の価格が定

款記載資本金を下回る場合には、企業は資本金を減額し、所定の手続によって定款記載資本金の減額を再登記する義務を負う。純資産の価格が定款記載資本金最低額を下回った場合、企業は清算される。

3. 参加者の分担金を返還することにより定款記載資本金を減額する場合、残りの参加者の持分はこれに応じて変化する。
4. 企業の定款記載資本金の減額は、企業の全債権者に通知した後に許される。この場合、債権者は企業の債務の前倒し遂行もしくは債務停止と損害の補償を要求する権利を有する。
5. 企業の経営機関は、定款記載資本金減額に関する決定を公告し、企業の直接的債権者に対し決定採択から15日以内にこれを書面で通知する義務を負う。公告には、負っている債務に担保を提供する用意があるとの、もしくは定款記載資本金減額に同意しない債権者に対して清算する用意があるとの通知が含まれねばならない。
6. 公表もしくは個人的通知後30日以内に債権者が自己の不同意を書面で申し出ない場合、定款記載資本金減額に対する債権者の同意が得られたものと見なす。
7. 国有企業の定款記載資本金は、トルクメニスタンの法規に基づいて減額することができる。
8. 出資金の返還は、定款記載資本金減額の実績が登記されてから12カ月が経過した後に行うことができる。参加者出資金の返還による減額後の企業の定款記載資本金は、本法に定める最低額を下回ってはならない。

(第50条は2015年2月28日付トルクメニスタン法第197-V号により改定)

第9章 企業の改組

第51条 企業の改組

1. 改組とは清算の手続きを踏むことなく、企業を再編成することである。
2. 合併、併合、分割、分離、再編成の形での企業の改組は企業の設立者、または設立文書により改組の権限を付与された企業の最高経営機関の決議により自発的に行われる。
3. 企業の構成から一社または数社の企業が分割もしくは分離される形での企業の改組は、トルクメニスタン法令によってそれが定められている場合に、権限ある国家機関または裁判所の判決によって行われる。
4. 合併または併合という形での企業の改組は、トルクメニスタン法令によってそれが定められている場合に、権限ある国家機関の同意のみで行われる。
5. 改組された企業の全ての権利および義務の継承者となるのは改組によって設立され、登記された後にその事業を継続する新しい企業である。トルクメニスタン法規または改組に関する決議に別段の定めがなければ、改組された企業の資産は、企業が登記された時点で権利継承者に譲渡される。
6. 改組された企業は本法に定める手順により国家登記されるものとする。

第52条 企業の合併、併合

1. 2社または数社の企業の合併はそれらの資産を全面的に統合することに基づく新しい企業

の設立によって実現する。合併に参加する各企業は自らの活動を停止する。その場合、各企業の全ての権利および義務は譲渡確認書に基づき、新たに設立される企業に譲渡される。合併された企業の参加者の権利および義務が定款記載資本金への分担出資の原則に基づくものでない場合、企業の合併に関する決議には新企業の参加者の権利および義務について明記しなければならない。

2. 1社または数社の企業の他の企業への併合は併合される各企業の資産を、併合する企業の資産に編入することによって実現する。その場合、併合される企業は法人としての活動を停止し、その全ての権利および義務は譲渡確認書に基づき、併合する企業に譲渡され、当該企業の設立文書には改組に係わる変更が加えられる。

併合の前に存在していた、併合される企業の定款記載資本金への分担比率は、併合する企業への編入条件に基づき、変更することができる。

3. 企業の合併、併合に関する決議または契約に基づき、合併・併合企業の参加者は設立総会において設立契約を作成して、それに署名する。また、企業の合併の場合には、同じく新たに設立された企業の定款を承認し、執行機関およびその他の機関を選出する。

第53条 企業の分割・分離

1. 企業の分割は当該企業の資産を二社または数社の新たに設立される企業の間で分割することによって行われる。その場合、分割される企業の権利および義務は分割貸借対照表に基づき、新たに設立される企業に譲渡される。企業の分割によって当該企業の法人としての存在は消滅する。
2. 企業からの一社または数社の分離は当該企業に帰属する資産の一部を分離し、新たに設立される一社または数社の企業に譲渡することによって行われる。その場合、改組される企業の権利および義務の一部は分割貸借対照表に基づき、新たに設立される各企業に譲渡される。他の企業が分離する元になった企業は自立した経済活動主体として存続し続ける。
3. 定款記載資本金への分担出資に基づいている企業の定款に別段の定めがなければ、企業の分割・分離に際して、参加者は新たに設立されたそれぞれの企業において、改組された元の企業の定款記載資本金の分担と同等の分担を受け取ることができる。企業の分割・分離に際して、分割される前に存在していた定款記載資本金の分担比率を、新しく設立された企業で変更することができる。

第54条 然るべき権限を有する国家機関または裁判所の、企業の強制的な分割・分離についての決定の執行の結果

1. 裁判所の決定により強制的に改組する場合、分割・分離に権限のある企業の執行機関が当該の決定に定める期限内に企業の分割・分離を実施しなかった場合、裁判所は当該企業の資産の信託管理者を任命し、分割・分離を同人に委任する。
2. 信託管理者を任命した時点から企業の経営に係わる権限は同人に移管される。
3. 信託管理者は裁判所において企業の名義で行動し、分割貸借対照表を作成して、これを、分割・分離の結果として設立された企業の設立文書とともに裁判所に提出して承認を受け

る。上記の書類が裁判所によって承認されたことが新たに設立された企業の国家登記の根拠となる。

第55条 企業の再編

1. 企業の再編とはその組織的・法的形態の変更である。
2. 企業が1つの組織的・法的形態から他の形態に再編されることによって再編される企業の存在が終了し、その企業をベースにして新しい企業が設立される。
3. 新たに設立された企業は譲渡確認書に基づいて再編された企業の権利継承者となる。
4. 企業の再編に際しては、組織的・法的形態が変化する前に存在していた、設立者の定款記載資本金の分担比率を、新しく設立された企業では変更してもよい。

第56条 企業の改組の際の譲渡確認書および分割貸借対照表

1. 企業の改組の際の譲渡確認書および分割貸借対照表には、係争中の債務も含めて、全ての債権者および債務者に対する改組された企業の債務に係わる権利継承に関する規定が盛り込まれるものとする。
2. 譲渡確認書および分割貸借対照表は企業参加者または企業の改組に関する決議を採択した機関によって承認される。
3. 譲渡確認書および分割貸借対照表は新たに設立された企業の国家登記のため、または既存の企業の設立文書に変更を加えるために設立文書とともに提出される。
譲渡確認書および分割貸借対照表を設立文書とともに提出しなかった場合、ならびにそれらの文書に改組された企業の債務の権利継承に関する規定がない場合、新たに設立された企業の国家登記は認められない。

第57条 改組される企業の債権者の権利保証

1. 改組に参加する各企業は、改組に関する決議が採択された時点から、この決定について改組される企業の債権者に書面にて通知するか、または然るべき通知（公告）を官報に掲載しなければならない。
2. 改組される企業の債権者は債務者に対して債務の期限前の履行、または債権者の都合のいい合法的な方法（相殺、契約の破棄によって）での債務の消滅、およびこれによって引き起こされた損害の賠償を請求することができる。
3. 分割貸借対照表が改組される企業の権利継承者の特定を可能にするものではない場合、新たに設立された企業は債権者に対して改組された企業の債務に関する連帯責任を負うものとする。

第10章 企業活動の一時停止および停止、企業の清算

第58条 企業活動の一時停止および停止の根拠および手順

1. 企業の活動は自発的または強制的に、かつ本条に定める事態が生じた場合には一時停止される場合がある。

2. 自発的な手順では、企業の活動は以下の者によって採択された決定に基づいていつでも停止される。
国有企業、社会組織設立企業の所有者；
分担所有権に基づく企業の全ての参加者。企業の設立文書に別段の定めがなければ、参加者の半分以上が賛成投票をすれば、企業活動の停止に関する決定は採択されたものとみなされる。
3. 強制的な手順では、以下の場合において企業活動は裁判所の判決により停止される。
 - a) 破産；
 - b) 企業の登記の際に取り返しのつかないような形でトルクメニスタン法規に違反したことから企業登記が無効になった場合；
 - c) ライセンス取得が必要な事業であるにもかかわらず、ライセンスなしで事業を行っている、またはトルクメニスタン法規で禁止されている事業を行っている場合；
 - d) トルクメニスタン法規に対する違反を1暦年の間に繰り返し、または同法規に対する悪質な違反を犯したまま事業を行っている場合；
 - e) トルクメニスタン法令に定める、その他の場合。
4. 本条第2項および第3項に定める根拠のほかに、以下のような事態が生じた場合に企業の活動は停止される。
定款に定める企業の活動期間の終了；
定款記載資本金が減少した結果、その金額が該当する組織的・法的形態の企業として本法に定める最低金額を下回った場合；
参加者が本法に定める期限内に企業の定款記載資本金を形成しない場合；
企業の改組時における同様の事態。
5. 本条第3項b)、c)、d)号に定める根拠による企業活動停止の要求については、それぞれ登記機関、ライセンスを発行し、監督機能を遂行する権限のある国家機関、債権者が裁判所にこれを申請することができる。
6. 本条第3項d)号に定める場合において、裁判所は企業の活動を停止させる決定ではなく、企業の活動の一時停止の決定を下す場合もある。
課税、ライセンス交付、環境、衛生、建築、産業安全および防火対策問題を所管する機関は、企業活動の一時停止に関する意見書を提出する権限を有する。この問題に関する争議は司法手続きによって解決する。
7. 企業の活動は、企業が統一国家法人登記原簿から抹消された時点で停止されたものとみなす。

第59条 企業の清算

1. 企業の清算によって、権利継承手順により他の企業に権利および義務を譲渡することなく、企業活動は停止される。
2. 所有者、裁判所または企業を設立した機関は企業の清算に関する決定を採択する。これらの者は清算の手順および期間を定め、清算委員会（清算人）を指名する。

企業の執行機関は清算委員会（清算人）が指名された日から企業経営に係わる権限を剥奪され、その機能は清算委員会（清算人）が遂行する。

3. 清算委員会（清算人）は国家登記機関に企業の地位の変更について通知し、委員会（清算人）に関する情報を伝える。その際、統一国家法人登記原簿には当該企業が清算手続き中であるとの注記が付される。
4. 清算委員会（清算人）は清算される企業について裁判所に提議し、債権者の特定、売掛金の受領に向けた対策を講じる。
清算される企業は企業の清算に係る取引、清算に関する決議に定める取引のみを締結することができる。企業は清算委員会（清算人）の活動に責任を負う。
5. 企業の清算について各債権者は書面にて通知を受ける。官報には企業の清算、債権者による請求の手順および期限についての通告（公告）が掲載される。この期限は企業の清算が発表された時点から2ヵ月以上とする。
6. 債権者が請求を提示するために設定された期限が終了した後、清算委員会は中間貸借対照表を作成し、その中では清算される企業の資産の内訳、債権者から提示された請求書リスト、その検討結果に関する情報が反映されていなければならない。中間貸借対照表は企業の設立者（参加者）または企業の清算に関する決議を採択した企業の経営機関の承認を受けけるものとする。
7. 清算委員会（清算人）は債権者との清算を行う。企業が保有する金銭が債権者の請求額に満たない場合には、清算委員会（清算人）は清算される企業の資産を競売で売却する。
8. 清算される国有企業に債権者の請求額を満たすだけの資産が不足している場合には、債権者は当該企業の資産の所有者が請求額の不足分を補填する件について裁判所に提訴することができる。
9. 債権者との清算が完了した後、清算委員会は清算貸借対照表を作成し、企業の設立者（参加者）または企業の清算に関する決議を採択した企業の経営機関、ならびに独立会計監査人の承認を受けけるものとする。
10. 法人単一国家台帳から当該企業が抹消された後、企業の清算が完了し、企業の存在が消滅したとみなされる。

第60条 企業の清算時における資産の分配

1. 企業を清算する場合、以下のような順序で債権者の請求に応える。
清算される企業は、第1に、企業がその生命または健康への被害をもたらした責任を負っている市民の請求に応える；
第2に、労働契約により企業で働いている者との退職金および労賃支払、ならびに著作権契約による報酬支払に係わる清算を行う。
第3に、清算される企業の資産を抵当にして保証された債務に係わる債権者の請求に応える；
第4に、国家および地方国家権力機関への税金およびその他の課徴金の滞納、ならびに銀

行貸付金に係わる負債を償還する；

第5に、その他の債権者との清算を行う。

各段階での請求に対しては、前段階での請求に完全に応えた後にそれに応えるものとする。

2. 債権者の請求に応えた後に残った清算企業の資産は、その資産に対して物権を有する、または企業に対して債権を有する参加者に譲渡される。

(第60条には2019年6月8日付トルクメニスタン法第152-VI号にしたがって変更が加えられた)

第61条 企業の破産（倒産）による清算

裁判所が企業を破産と認定する、または企業が自らの破産を申し立てる根拠、このような企業の清算の手順はトルクメニスタン破産法に定める。

第11章 企業に関するトルクメニスタンの法規への違反に対する責任、企業の争議の審理

第62条 企業に関するトルクメニスタンの法規への違反に対する責任

1. 企業は活動を行うに際して、トルクメニスタン法規に違反し、市民、その他の企業および国家の権利および法によって保護されるべき利益を侵害してはならない。
2. 企業、国家権力機関および地方自治体の役職者は企業の活動を規制する本法およびその他のトルクメニスタン法令文書の違反に対してトルクメニスタン法規に定める責任を負うものとする。

(第62条には2019年6月8日付トルクメニスタン法第152-VI号にしたがって変更が加えられた)

第63条 企業の争議の審理

企業の争議はトルクメニスタン法規に定める手順により審理される。

トルクメニスタン大統領

サパルムラト・トルクメンバシ

アシガバード市

2000年6月15日

第28- II号